



第2回 EUREPGAP 審査報告

片山 寿伸

GAP（適正農業規範）は現在、英国へのりんご輸出の現場で、ごく当たり前のものとして我々生産者に要求されている。GAP そのものは「農家が農場内で守る決まり」であり、最も土に近い農業生産現場で要求される規範である。しかし、それは今後日本国内に限らず海外の土俵においても、否応無しに対決を迫られることになるであろう外国産農産物と国産農産物との生き残りをかけた販売競争の現場で、我々農家があらかじめ保有することが勝負自体の前提となるような最低限の装備でもある。

昨年3月7日、当社農園は初めてEUREPGAP 審査を受け、落第の判定を受けた。EUREPGAP そのものの内容および特徴、実際の審査および判定の詳細は、第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会ヒアリング説明資料ならびに議事録を御参照頂きたい。

本年9月16日、第2回目の審査を受けたので、今回はこれについて報告したい。前回の審査は2001年9月版のチェックリストに基づいて行われたが、今回の審査では2003年9月版の新しいチェックリストが用いられた。合格基準は「必須項目の100%適合」と「必要項目の95%以上適合」で、前回と同様だった。チェック項目数は「必須項目」が前回の40項目から47項目に増え、「必要項目」が前回の122項目から97項目に減った。審査官は前回同様ニュージーランドから派遣され、主に前回の不合格部分が重点的にチェックされた。

昨年の審査で唯一「不適合」の判定を受けた「必須項目」は「薬剤散布者の防護」の項目であり、これは薬剤散布の時の格好を質問された際に私が「ゴーグルは視界が曇って危険なので使用しない」と言ったためである。

今回は、合羽・帽子・マスク・ゴム手袋・ゴム長靴に、さらにゴーグルを着用した写真をあらかじめ実際の薬剤散布の時に撮っておいた。これを見せると審査官は、「OK。だが夏は地獄だ。」と言った。おそらく自分でも真夏に合羽を着て汗だくになって薬剤散布をした経験があるのだ。また、トラクターを見た瞬間に、後輪が逆向きだと指摘した。冬に備え、バックでの除雪用にわざとタイヤを逆につけ換えたのだが、このような指摘がとっさに可能だということから、審査官自身、実際に農機具を操作し、自ら農作業を行った経験があることがうかがわれる。

今年の審査で印象に残ったのは、チェックリストには「適合」「不適合」「非該当」の判定項目しかないにもかかわらず、審査官の問いのほとんどが、イエスかノーかで答えられる種類の問いではなかったことである。実際の園地では、たとえば、こんな問いが発せられる。「この園地での収穫作業において衛生面で予想されるリスクを述べよ。」「このトラクターを運転するに際し、どのようなリスクがあり、それに対しどんな対処法をとっているか。」「この園地で薬剤散布をする際、だれがいつどのような目的で散布時期と散布薬剤を決定するのか。」「この園地では草が刈られたばかりのようだが、何のために草を刈るのか。」これらに対し、思いつく限りの事例と理由を私が具体的に述べ、その内容の過不足や妥当性を審査官が指摘する。審査は問いと答えの繰り返しで、これによって審査を受ける側が、自然にリスク分析の手法やIPM技術を体得できるようになっている。

もう一点印象に残ったのが、審査に合格する目的だけで行われる無駄な作業に対する批判である。たとえば、「環境問題」の項目中「野生生物及び自然保護方針」対策として、園地入り口に、野鳥を殺さない鳥害回避策の事例として、プラスチック製のニセカラスをばら下げておいた。このような見せかけの審査対策はすぐに見抜かれ、「効果は疑問。過剰だ。馬鹿なことはやめるべきだ。」と手厳しかった。

1日かかりの審査の後、講評があった。まず、農薬保管庫の液体農薬の保管方法に関し、先行して社内で行った内部審査では、漏出した場合の貯留トレイの容量が不足だという指

摘があったにもかかわらず、是正措置がとられていなかったこと。園地の軽油貯留タンクの下部に設置された漏出防止トレイが常設式のため、降雨により結局は軽油が地面に漏出してしまいう危険性があること。農場訪問者の記録帖はあり、実際の記録もとられているのに、審査官本人に対し記録帖への氏名記載が要請されなかったこと。審査官本人に対し農場内で守るべき注意事項が説明されなかったこと。作業指示書の日付と作業記録の日付に食い違いがあったこと。農薬および肥料の在庫は、定時的に記録されてはいるが、入出庫の都度記録されるべきであること。農薬散布後のタンク内の余剰薬剤の量とその処理方法は、口頭では説明されたが、記録に残されていないこと。以上が主な「不適合」箇所であったが、液体農薬保管トレイの容量等は正可

能な項目は、即時是正した。是正措置確認後、審査官が本部機関へ「認証の推薦」を行い、本部審査を経て11月上旬合格通知が届いた。

参考資料等

(EUREPGAP の概略および前回の審査内容と審査結果) ;
第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会ヒアリング
説明資料

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/kikakubukai/14/02-3.pdf

第14回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/kikakubukai/14/gijiroku.htm

幸書房 2004 年 8 月 1 日刊

「食の安全とトレーサビリティ (ISBN4-7821-0246-1)」P181
(青森県弘前市・農業生産法人)



果樹園地内の審査風景
写真中央は、審査官の Mr. Richard Bradley



果樹園地内の審査風景



S.S. (薬剤散布車) の審査風景



肥料保管庫の審査風景